

## 食品安全委員会（第807回会合）議事概要

日 時:令和3年3月9日(火) 14:00~14:26

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長外6名出席

動画配信:報道0名、行政機関0名、一般9名

### (1) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「ハロフジノン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「マデュラマイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ロベニジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

### (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づく調製粉乳の審査事項の設定に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、菌末を原材料として使用する調製粉乳に関するワーキンググループにおけるものと同じ結論、

「厚生労働省が検討している「菌末を含む調製粉乳に関する審査事項案」については、

- ① FAO及びWHOが作成したガイドラインを参考にして作成されており、現時点で当該ガイドラインの科学的妥当性を否定する知見は確認されていないこと、
- ② 諸外国において、特定の菌株が添加された乳児用調製粉乳の摂取による明らかな健康被害は報告されていないことを考慮した結果、審査事項案について不適切と判断するには至らなかった。

しかしながら、菌末が添加された乳児用調製粉乳の安全性を高めるため、厚生労働省において、

- ① 菌末を添加した調製粉乳を用いた乳児への摂取試験の実施に関する事項について、安全性を確認するための具体的なエンドポイントを追加すること、
- ② 調乳の影響に関する事項について、調乳後の添加菌株及びサルモ

ネラ属菌、Cronobacter sakazakii（クロノバクター・サカザキ）等病原微生物の菌数に関するデータの提出を追加することを検討する必要があると考えられた。

また、厚生労働省は、菌末が添加された乳児用調製粉乳の安全性に関する国際機関や諸外国の今後の動向に注視し、必要に応じて、審査事項の見直しを行う必要がある。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

なお、菌末を原材料として使用する調製粉乳に関するワーキンググループは、その設置規定において「令和2年度末までに食品健康影響評価を完了し、ワーキンググループを廃止する。」ことになっていたため、今回の食品健康影響評価の完了をもって廃止することとなった。